

若者・子育て世帯定住奨励金制度（概要）

石川県白山市

45歳未満で、白山市に新築住宅を建築または購入する方に、奨励金を交付します。

※他の定住奨励金、三世代ファミリー同居奨励金との併用はできません。

1. 対象となる人（次の(1)(2)いずれにも該当する方）

- (1) 申請者本人または配偶者が申請年度の 4 月 1 日時点で 45 歳未満であること【年齢要件】
- (2) 新築住宅の取得に係る償還期間が 10 年以上の住宅ローンがあること
※地方公共団体が実施するパートナーシップ宣誓者を含みます

2. 対象となる住宅（次の(1)(2)いずれにも該当するもの）

- (1) 自ら居住するための新築一戸建て住宅・併用住宅
- (2) 延床面積が 75㎡以上、280㎡以下のもの（平屋の場合は 55㎡以上）
※カーポートやそれに類するもの、併用住宅の店舗や事務所部分は床面積に含みません

3. 奨励金額（基本額と加算額の合計額）

- 基本額 30万円（住宅ローン金額の 10%以内）
- 加算額（申請年度の 4 月 1 日時点为准日として判断する）
- (a) 若 者 世 帯 20万円・・・申請者本人または配偶者が基準日に 35 歳未満
 - (b) 子育て世帯 30万円・・・基準日に 18 歳未満の子どもがいる世帯
 - (c) 新 婚 世 帯 10万円・・・基準日に婚姻等 3 年未満

※申請年度の 4 月 1 日時点において妊娠していることを証明できる場合は、胎児も 18 歳未満の子どもに含みます。加算を受ける場合は、妊娠を証明する書類（母子健康手帳の写し等）を提出してください。

4. 申請時期

- ・注文住宅を新築する場合・・・建築工事に着手する前
- ・建売りの新築住宅を購入する場合・・・引き渡し後、入居してから 3 か月以内

5. 必要書類等

- (1) 計画認定申請時（注文住宅の建築工事に着手する前）※建売り住宅購入の方は不要
- ① 若者・子育て世帯定住奨励金計画認定申請書（様式第 1 号）← ①の様式は HP からダウンロードできます
 - ② 世帯全員の住民票 ※本籍・続柄の記載があるもの
 - ③ 付近見取図、建物配置図、各階平面図、延床面積の求積図
 - ④ 住宅ローンを借りることがわかる書類のコピー
※住宅ローンの申込書や事前審査申込書など
 - ⑤ 戸籍謄本またはパートナーシップ宣誓受領書等（婚姻等 3 年未満の新婚夫婦のみ）

住宅ローン【フラット 35】をご利用の方へ

白山市と住宅金融支援機構との連携により、借入金利が一定期間引き下げとなる場合があります。詳しくは定住推進室までお問い合わせください。

対象要件や申請に必要な書類についてはこちらから



(2) 交付申請(実績報告)時（注文住宅の完成・引渡し後）※建売り住宅を購入した方はコチラ

- ① 若者・子育て世帯定住奨励金交付申請（実績報告）書（様式第 3 号）
- ② 誓約書（様式第 4 号）
- ③ 請求書（様式第 6 号）
※振込先通帳のコピーを添付（支店名、口座番号、名義記載のページ）
- ④ 定住奨励金支援制度アンケート
- ⑤ 世帯全員の住民票 ※住所変更後のもので、本籍・続柄の記載があるもの
- ⑥ 住宅ローン契約書のコピー（金銭消費貸借契約証書）
- ⑦ 工事請負契約書または売買契約書のコピー ※契約金額、契約日、署名欄記載ページ
- ⑧ 建築検査済証のコピー
- ⑨ 定住推進室事業交付申請用納税証明（白山市役所 2 階 納税課で取得）

※前年 1 月 1 日の住所地が白山市外の方は、市税を滞納していないことの証明書または納税証

明書（前年度分）を前住所地の役所で取得。【注意】課税証明書ではありませんのでご注意ください！

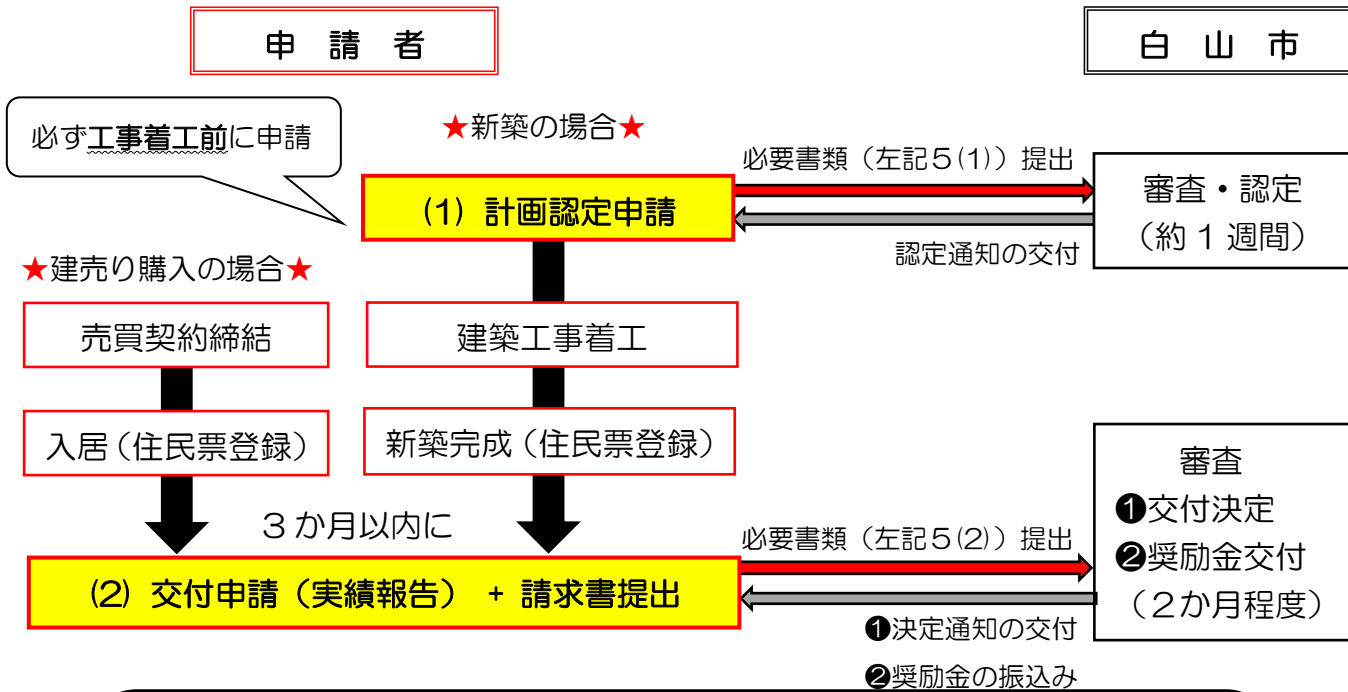
※本人以外が納税証明書を取得する場合は、委任状の提出が必要です。ただし、同一世帯の方が代理人となっている場合であれば委任状は不要です。

- ⑩ その他、市長が必要と認める書類

新築の建売り住宅を購入した方は、↓の⑪⑫も必要

- ⑪ 付近見取図、配置図、各階平面図、延床面積の求積図
- ⑫ 戸籍謄本またはパートナーシップ宣誓受領書等（婚姻等 3 年未満の新婚夫婦のみ）

6. 手続きの流れ



【問い合わせ先】白山市役所 企画振興部 シティプロモーション推進課
〒924-8688 石川県白山市倉光二丁目 1 番地
TEL：076-274-9511
FAX：076-274-4991
Email：promotion@city.hakusan.lg.jp

対象要件や申請に必要な書類については、白山市定住推進室の HP をご覧ください。

